

## 災害発生時における福祉避難所の開設及び運営管理に関する協定書(案)

**※協定書の詳細については、契約締結後、改めて調整します。**

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法の適用となる大規模な災害発生時に守口市地域防災計画に基づく指定避難所（以下「一次的な避難所」という。）が開設された場合において、守口市（以下「甲」という。）が〇〇法人△△△△（以下「乙」という。）に対して、福祉避難所（二次的な避難所）として福祉施設等の使用及び運営の協力を要請することについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は、指定避難所での生活において特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を、乙の運営する福祉施設内に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難所生活を送ることができることを目的とする。

(指定する施設)

第3条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
守口市〇〇町△-△-△	〇〇〇〇

(施設の使用の要請及び受諾)

第4条 甲は、一次的な避難所では対応が困難な要配慮者のために、福祉避難所の開設が必要と判断したときは、乙に対して、前条に掲げる施設の使用を要請するものとする

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、事態の重要性を考慮の上、乙の運営している施設等の状況に応じて、原則受託するものとする。

(管理運営)

第5条 乙は、福祉避難所の管理運営にあたっては、可能な限り次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 福祉避難所に避難した要配慮者等からの相談等に応じた日常生活上の援助・支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の管理運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（領収書を添付すること。）

(管理運営の期間)

第6条 乙が開設する福祉避難所の管理運営期間は、災害発生時に守口市地域防災計画に基づく指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りではない。

(要配慮者の受入れ手続き)

第7条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を記載した書面でもって要配慮者の受入れ手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、生年月日、年齢、性別、心身の状況
- (2) 要配慮者の身元引受人又は親族の住所、氏名及び連絡先等
- (3) 受入れ要請期間
- (4) その他、避難所生活を送る上での注意事項等

2 甲は、当該要配慮者を介助する者（家族又は支援者等、以下「介助者」という。）がいる場合は、必要に応じてその者を要配慮者とともに入れる手続きを行い、乙は、可能な範囲で受諾するよう努めるものとする。

(要配慮者の移転、移送)

第8条 福祉避難所への移転、移送は、原則として介助者が行うものとする。甲、乙は、可能な範囲において、要配慮者の移転、移送について協力するものとする。

(物資の調達)

第9条 甲は、第4条において福祉避難所の開設を要請し、乙が受託したときは、甲が所有する備蓄物資及び調達した物資を乙に支給するものとする。

(経費の負担)

第10条 福祉避難所の管理運営に係る経費について、災害救助法等関係法令等の定めによるところにより、所要の実費を甲が負担するものとする。

(個人情報保護)

第11条 甲、乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者又は介助者の個人情報を漏らしてはならない。福祉避難所閉鎖後も、また、同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を避難所閉鎖後5年間保管しなければならない。

- (1) 要配慮者の氏名、滞在期間等
- (2) 要配慮者に提供した食料や物資の数量、価格等
- (3) その他、乙が直接支払を行ったものに要した費用

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙双方に異議がない場合は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更)

第15条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲、乙協議して行うものとする。

(協議)

第16条 この協定に定める事項及びその他業務上必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 守口市京阪本通2丁目5番5号  
守口市  
守口市長 西端 勝樹

乙 ○○市××町△-△-△  
○○法人△△△△  
代表 □□ □□

令和 年 月 日

様

守 口 市 長

### 要配慮者の受入れ要請について

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営管理に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり要配慮者の受入れを要請します。

#### 記

#### 要配慮者

住 所			
ふりがな 氏 名		性 別	
生年月日	年	月	日生 ( 歳)
心身の 状況等			

#### 要配慮者の介助者（身元引受人又は親族）

住 所			
氏 名		連絡先	
続柄・関係			

#### 要請する期間

--

#### その他 注意事項

--